



鳥取県公報

令和7年7月11日（金）
第9709号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（447）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2
	土地改良法による換地処分（448）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 2
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出（449）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 2
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・ 2
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催（〃）・・・・・・・・・・ 3
	警備業法に基づく検定の実施（2件）（〃）・・・・・・・・・・ 5

告 示

鳥取県告示第447号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社アンビ ス	東京都中央区京橋一丁目 6－1	医心館訪問看護ステーション米子	米子市角盤町四丁目 82	令和7年6月 1日

鳥取県告示第448号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る山根地区の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

令和7年7月11日

鳥取県東部農林事務所長 丸 田 謙 一

鳥取県告示第449号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月11日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人希望の星	米子市皆生新 田2－5	希望の星	米子市皆生新田2－ 5	重度訪問介護	令和7年7 月31日

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和7年7月11日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 講習の種別及び受講対象者

（1）初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下

「許可」という。)を受けようとするもの((2)のイに掲げる者を除く。)を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別 \ 区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	令和7年8月2日 午前10時から午後 3時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び琴浦大山の 各警察署の管内に居住する 者
経験者講習	令和7年8月21日 午後1時30分から 午後4時30分まで	〃	〃

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,900円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

7 携行品

筆記用具

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

令和7年7月11日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
-----	-----	---------	------	------

令和7年8月3日 午前9時から正午 まで	鳥取市覚寺768-1 鳥取クレ射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
令和7年8月3日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市宮射撃場	〃	〃	5人
令和7年8月12日 午後1時から午後 4時まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
令和7年8月25日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
令和7年8月5日 午前10時から午後 2時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃等 射撃	大口径ライフル銃等に適合す 実包	5人
令和7年8月19日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃
令和7年8月26日 午前10時から午後 2時30分まで	〃	〃	〃	〃

3 講習科目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 14,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額を受講申込手続をする警察署において納付すること。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和7年7月11日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

雑踏警備業務 1級

2 実施日時

(1) 学科試験

令和7年10月16日（木）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

令和7年11月20日（木）午前9時30分から午後5時まで

3 実施場所

(1) 学科試験

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎2階第201会議室

(2) 実技試験

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎3階第302会議室

4 受検定員

5名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 雑踏の整理に関すること。

エ 雑踏警備業務の管理に関すること。

オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 雑踏警備業務の管理に関すること。

ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 雑踏警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 検定申請書の受付期間

令和7年9月16日（火）から同月19日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地

を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
- (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
- (3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉
- (4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面
- (5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

- (1) 検定手数料 13,000円
- (2) 納付方法
(1)に記載する金額を8の(1)又は(2)の警察署において納付すること。

11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、筆記用具を持参すること。
- (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110(代))にすること。

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

令和7年7月11日

鳥取県公安委員会委員長 勝 部 芳 子

1 検定に係る警備業務の種別及び級

雑踏警備業務 2級

2 実施日時

- (1) 学科試験
令和7年10月16日(木)午前9時30分から午前11時まで
- (2) 実技試験
令和7年11月21日(金)午前9時30分から午後5時まで

3 実施場所

- (1) 学科試験
鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎2階第201会議室
- (2) 実技試験
鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎3階第302会議室

4 受検定員

5名

5 検定の内容

- (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 雑踏の整理に関すること。
 - エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験

ア 雑踏の整理に関すること。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

令和7年9月16日（火）から同月19日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

（1） 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

（2） 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

（1） 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

（2） 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

（3） 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

10 検定手数料及び納付方法

（1） 検定手数料 13,000円

（2） 納付方法

（1）に記載する金額を8の（1）又は（2）の警察署において納付すること。

11 その他

（1） 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。

（2） 受検者は、筆記用具を持参すること。

（3） この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110（代））にすること。